

所得税から市・県民税へ

国からの税源移譲に伴い市・県民税の税率が変わります

市・県民税の税率が一律10%に

平成18年度の税制改正により、所得税と市・県民税の税率がこ

とから変わります。これは、国が進める三位一体改革の1つとして、国から県や市町村へ3兆円の税源を移す

（税源移譲）ため、国の収入である所得税を減額し、地方の収入である市・県民税を増額するために行われるものです。

具体的には、所得税の税率はこれまで10%から37%までの4段階であったものを、5%から40%までの6段階に。市・県民税の所得割の税率は、これまで5%から13%の3段階であったものを、段階を設けず一律10%にしたものです【表1参照】。

この税率の変更は、19年の課税分から行わ

れます。

所得税はことし1月以降の収入から適用されるため、サラリーマンの場合は、既に新しい税率を基に給与から源泉徴収されています。申告して納税する自営業などの人の場合は、次の

確定申告時から適用されることになりす。

市・県民税の場合は、18年1月から12月までの収入などを基にして決められた税額を、19年度分として納めていただく仕組みです。新しい税率はこの19年度分から適用されます。

本年度の市・県民税の納付は6月から始まります。市は6月

中旬に納税通知書を発送しますので、ことしの課税内容などを

よく確認してください。

所得税と合わせると増減なしに

税源移譲はあくまで地方の税源を充実させることが目的であり、市民の負担増を求めるものではありません。所得税と市・県民税を合わせた税額はこれまでと変わらないよう配慮されています【左例・表2参照】。

所得税と市・県民税で異なるのは、課税所得を計算する際に収入から控除される人的控除（基礎控除や扶養控除など）の額です【表3参照】。そのまま計

例

課税所得が200万円以下の人の場合

改正前 所得税10% 市・県民税5% 15%

改正後 所得税5% 市・県民税10% 15%

算すると市・県民税の税額が高くなりますので、負担増にならないように調整されます。また現在、所得税から住宅ローン控除を受けている人が、今回の改正で19年以降の所得税の減税額が減少してしまう場合には、減少分が次の年の市・県民税から減税されます。このように、今回の税源移譲を理由とした税負担の増加はありません。しかし「収入が前年と比べて増えた」「扶養家族が減った」などの要素がある人は税額が変わりますし、19年から所得税や市・県民税の定率減税が廃止された影響もありますのでご注意ください。

【ことば】課税所得 給与など収入の合計から、所得控除（経費）や扶養控除など各種控除を差し引いた後の額。この所得額に税率が掛けられる。

【表2】改正前と改正後の税額の比較（年額）

■独身者の場合

改正前	給与収入	所得税	市・県民税	合 計
	300万円	124,000円	64,500円	188,500円
	500万円	258,000円	163,000円	421,000円
	700万円	474,000円	307,000円	781,000円
	1,000万円	966,000円	553,000円	1,519,000円

減少

増加

増減なし

改正後	給与収入	所得税	市・県民税	合 計
	300万円	62,000円	126,500円	188,500円
	500万円	160,500円	260,500円	421,000円
	700万円	376,500円	404,500円	781,000円
	1,000万円	868,500円	650,500円	1,519,000円

■夫婦と子ども2人の場合

改正前	給与収入	所得税	市・県民税	合 計
	300万円	0円	9,000円	9,000円
	500万円	119,000円	76,000円	195,000円
	700万円	263,000円	196,000円	459,000円
	1,000万円	688,000円	442,000円	1,130,000円

減少

増加

増減なし

改正後	給与収入	所得税	市・県民税	合 計
	300万円	0円	9,000円	9,000円
	500万円	59,500円	135,500円	195,000円
	700万円	165,500円	293,500円	459,000円
	1,000万円	590,500円	539,500円	1,130,000円

※総務省資料による。税額は、一定の社会保険料が控除されるものとして算出。また夫婦に子ども2人の場合では、子ども1人を特定扶養親族（扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人）に該当するものとして計算されています。

【表3】所得税と市・県民税の扶養控除額の違い

控除の種類	所得税の控除額	市・県民税の控除額
基礎控除（本人）	38万円	33万円
配偶者控除	38万円	33万円
扶養控除	1人につき38万円	1人につき33万円
特定扶養控除	1人につき63万円	1人につき45万円

■市・県民税に関する問い合わせ＝本庁税務課または各総合支所税務課へ

市税は納期限までに納めましょう

＝5月は滞納対策も強化＝

市は、貴重な自主財源である市税の確保と税負担の公平を図るため、4月16日から市税滞納者に対する一斉催告を行っています。特に5月14日からは、相原正明市長をはじめ、岩井憲男副市長、伊藤正次収入役、各地域自治区長、市の部課長が訪問徴収を行い、滞納解消に全力を挙げます。

再三の催告に応じない悪質な滞納者については、納付するための資力の調査、不動産や給料などの差し押さえ、公売などの強制徴収を専門に行う岩手県地方税特別滞納整理機構に移管し、処分を強化していく方針です。

また、このような取り組みに合わせて、納付が困難な事情がある人の相談も行っています。収入の状況などにより、分割納付や徴収猶予という方法もありますので、早めに相談してください。

■問い合わせ＝本庁収納課滞納対策室（内線 227～229）または各総合支所税務課



3月に行った訪問徴収出発時に打ち合わせをする相原市長（左）

＝市税納付に口座振替も＝

市税の納付は、金融機関や郵便局の口座振替が安心、便利です。納期ごとに指定の口座から振替なりますので、忙しい人にもお勧めです。どうぞご利用ください。

■手続き＝指定する口座のある金融機関等の窓口で口座振替依頼書を提出してください（依頼書は金融機関等に備え付け）

■手続きに必要なもの＝納税通知書、指定口座の通帳、届出印

■口座振替ができる金融機関等＝納税通知書に記載の金融機関（みずほ銀除く）、郵便局

■問い合わせ＝本庁収納課（内線 216・217）